

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

行動計画

従業員が安心して仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援対策について地域に貢献できる企業となるため次のように行動を計画する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1. 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・30%以上

女性社員・・・90%以上

<対策>

- 2025年4月～ 従業員本人もしくは配偶者の出産が近づいた時期に育児休業や時短勤務について本人の意向を確認し、休業者の業務カバー体制を検討・実施（代替え要員の確保、業務体制の見直し）
- 2025年4月～ 男性従業員も育児休業や育児のための特別休暇が取得できることを研修等で周知

目標2. 育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 2025年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度の従業員への周知、啓発研修の実施
- 2025年4月～ 子の育児のための休暇（有給）および時間単位年休制度の周知と取得促進
- 2025年4月～ 復帰後に利用可能な制度（フレックス・時短制度・通勤方法の変更）の周知
- 2025年4月～ 職場復帰が近づいた従業員へ今後のキャリア形成、働き方について面談を実施

目標3. 計画期間終了までに、従業員1人当たりの所定外労働時間を次の水準以下とする。

技能系従業員・・・25時間未満/月

技術系従業員・・・20時間未満/月

事務系従業員・・・10時間未満/月

<対策>

- 2025年4月～ 所定外労働の原因の分析を行う
- 2025年4月～ 時間外労働の事前申請の徹底
- 2025年4月～ 1週間に1回の「ノー残業デー」の周知
- 2026年4月～ 問題点の洗い出しおよび改善計画の検討

以上